

建設経済委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和5年3月14日（金）
午前9時25分 開会
午後0時15分 閉会
- 2 場 所 第3委員会室
- 3 出席委員 委員長 田中 藤一郎
副委員長 芹澤 正志
委員 浅田 徹、太田 智博、
須山 泰一、前田 敦司、
前野 文孝、松井 正志
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主査 伊藤 八千代
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

建設経済委員長 田中 藤一郎

建設経済委員会・分科会次第

日時：2023年3月14日(火) 9:30～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託案件の審査について

～別紙付託分類表及び審査日程表のとおり～

【第1部】9:30～

各振興局・上下水道部

【第2部】10:30頃～

環境経済部・コウノトリ共生部・都市整備部・農業委員会事務局

※報告事項（農林水産課、建築住宅課）

(2) 請願・陳情の審査

陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

(3) 意見・要望のまとめ

(4) 閉会中の継続審査申出について

(5) 2023年度管外行政視察研修について

4 その他

5 閉 会

令和5年第2回豊岡市議会（定例会）議案付託分類表

【建設経済委員会】

- 第13号議案 豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14号議案 豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15号議案 豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第23号議案 令和4年度豊岡市水道事業会計補正予算（第4号）
- 第24号議案 令和4年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 第34号議案 令和5年度豊岡市水道事業会計予算
- 第35号議案 令和5年度豊岡市下水道事業会計予算

【建設経済分科会】

- 第16号議案 令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第11号）
- 第25号議案 令和5年度豊岡市一般会計予算

建設経済委員会・分科会 審査日程表

審査日程	所管部課名	審査区分	予想時間
3月13日(月) 9:30~ 第3委員会室	【農業委員会】	分第25号議案(一般会計予算) <説明・質疑> ・主要事業等の予算説明 ・債務負担行為、地方債の説明	9:30 ~ 12:00
	【環境経済部】 環境経済課 大交流課	分第25号議案(一般会計予算) <説明・質疑> ・主要事業等の予算説明 ・債務負担行為、地方債の説明	
	【各振興局】 地域振興課(地域振興担当) 城崎温泉課	分第25号議案(一般会計予算) <説明・質疑> ・主要事業等の予算説明 ・債務負担行為、地方債の説明	
	【コウノトリ共生部】 農林水産課 コウノトリ共生課 地籍調査課	分第25号議案(一般会計予算) <説明・質疑> ・主要事業等の予算説明 ・債務負担行為、地方債の説明	13:00 ~ 14:10
	【都市整備部】 建設課 都市整備課 建築住宅課	分第25号議案(一般会計予算) <説明・質疑> ・主要事業等の予算説明 ・債務負担行為、地方債の説明	14:20 ~ 15:40

審査日程	所管部課名	審査区分	予想時間
3月13日(月) 15:50~ 第3委員会室	【上下水道部】 水道課 下水道課	<input checked="" type="checkbox"/> 分第25号議案(一般会計予算) <説明・質疑> ・主要事業等の予算説明 ・債務負担行為、地方債の説明 ----- <input type="checkbox"/> 第34号議案(水道事業会計予算) <説明・質疑・討論・表決> ----- <input type="checkbox"/> 第35号議案(下水道事業会計予算) <説明・質疑・討論・表決>	15:50 ~ 17:00
		<input checked="" type="checkbox"/> 分第25号議案(一般会計予算) <討論・表決> <<分科会審査意見・要望のまとめ>> <input checked="" type="checkbox"/> 分第25号議案(一般会計予算) <<委員会審査意見・要望のまとめ>> <input type="checkbox"/> 第34号議案(水道事業会計予算) <input type="checkbox"/> 第35号議案(下水道事業会計予算)	17:00 ~ 18:00

※ 午前中の部署は全部署9時30分までに入室いただき、農業委員会の終了・退席後、環境経済部と各振興局を合同で説明・質疑を行います。

午後は、部単位で入室いただき、説明・質疑を行い、説明・質疑が終了した部は退席いただきます。

分予算決算委員会 建設経済分科会分担議案

建設経済委員会 付託議案

※13日中に当初予算の討論・表決を行い分科会及び委員会の意見・要望の取りまとめを行います。

審査日程	所管部課名	審査区分	予想時間
3月14日(火) 9:30~ 第3委員会室	<1部> 【各振興局】 地域振興課（地域振興担当） 【上下水道部】 水道課 下水道課	《付託案件》 <個別に説明・質疑・討論・表決> ○第15号議案（城崎地域振興課） 分 第16号議案（各振興局、上下水道部） ※第16号議案の討論・表決は2部で行います ○第23号議案（水道課） ○第24号議案（下水道課）	9:30 ~ 10:30
	<2部> 【環境経済部】 環境経済課 大交流課 【コウノトリ共生部】 農林水産課 コウノトリ共生課 地籍調査課 【都市整備部】 建設課 都市整備課 建築住宅課 【農業委員会事務局】	《付託案件》 <個別に説明・質疑・討論・表決> ○第13号議案（環境経済課） ○第14号議案（建築住宅課） 分 第16号議案（関係課） ※第16号議案の討論・表決は2部で行います ≪委員会審査意見・要望のまとめ≫ ○第13号議案 ○第14号議案 ○第15号議案 ○第23号議案 ○第24号議案 ≪分科会審査意見・要望のまとめ≫ 分 第16号議案（一般会計予算）	10:30 ~

※3月14日（火）の審査については、新型コロナ対策のため2部制で開催します。そのため、議案順の審査とならないことご承知おきください。

9時30分から各振興局及び上下水道部の審査、退席後、10時30分頃から環境経済部、コウノトリ共生部、都市整備部及び農業委員会事務局の審査を行います。

建設経済委員会名簿(3/14)

=3/14建設経済委員会出席不要

【委員】

職名	氏名
委員長	田中 藤一郎
副委員長	芹澤 正志
委員	浅田 徹
委員	太田 智博
委員	須山 泰一
委員	前田 敦司
委員	前野 文孝
委員	松井 正志

8名

【当局】

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
環境経済部長	坂本 成彦	環境経済課長	富岡 隆		
		大交流課長	宮垣 均	大交流課参事	島津 太一
				大交流課参事	瀧本 文代
コウノトリ共生部長	川端 啓介	農林水産課長	柳沢 和男	農林水産課参事	村田 一紀
				農林水産課参事	山本 隆之
		コウノトリ共生課長	宮下 泰尚	コウノトリ共生課参事	宮田 裕史
		地籍調査課長	依田 隆司	地籍調査課参事	上阪 善晴
都市整備部長	澤田 秀夫	建設課長	富森 靖彦	建設課参事	北村 省二
		都市整備課長	久田 涉		
		建築住宅課長	山本 正明	建築住宅課参事	谷垣 秀人
城崎振興局長	植田 教夫	地域振興課参事	橋本 郁夫	城崎温泉課長	山田 和彦
竹野振興局長	石田 敦史	地域振興課長	平尾 喜彦		
日高振興局長	小谷 士郎	地域振興課参事	吉田 政明	地域振興課参事	上野 和則
出石振興局長	村上 忠夫	地域振興課参事	川崎 隆		
但東振興局長	大岸 和義	地域振興課参事	小川 一昭		
上下水道部長	河本 行正	水道課長	谷垣 康広	水道課参事	井垣 敬司
		下水道課長	榎本 啓一	下水道課参事	堀田 政司
農業委員会事務局		農業委員会事務局長	安藤 洋一		

32名

【議会事務局】

職名	氏名
主査	伊藤八千代

1名

計 41名

午前9時25分 委員会開会

○委員長（田中藤一郎） おはようございます。

それでは、定刻前ですけれども、皆さんおそろいということになりますので、ただいまから建設経済委員会を開会したいと思います。

おはようございます。改めまして。今日は私、春の気持ちで来ております。常任委員会としましては、2日目ということで、今日もしっかりと議論していきながら、この会をしっかりやっていきたいというふうに思いますので、ご協力のほどよろしく願いをします。

また、本日、委員会に当たり、コウノトリ共生部、川端部長、出石振興局、田淵地域振興課参事の欠席について申出があり許可しておりますので、ご了承願います。

それでは、協議事項第1番、付託案件の審査に入ります。

本日は、昨日の委員会の引き続き、審査日程表のとおり議案の審査を行います。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当局の出席を2部に分けて審査を行います。そのため、議案番号順の審査とならないことをあらかじめご了承ください。

委員の皆さん、当局の皆さん、質疑、答弁に当たりましては、くれぐれも要点を押さえて簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事運営を格別のご協力を願います。

初めに、第15号議案、豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議案とします。

当局の説明を求めます。

橋本参事。

○城崎振興局地域振興課参事（橋本 郁夫） それでは、議案書117ページをご覧ください。第15号議案、豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

内容につきましては、本会議で城崎振興局長が申し上げたとおりですが、具体的に説明させていただ

きます。

城崎温泉交流センター、通称さとの湯は、指定管理者の湯島財産区が湯島財産区の所有する6つの外湯と一体的に運営管理を行っています。城崎温泉交流センターは新型コロナウイルス感染拡大から利用者が大幅に減少し、また、世界情勢等の影響に伴うエネルギー価格等の高騰による支出増により、経営状況が著しく悪化しております。経営の厳しさは湯島財産区の所有する6つの外湯も同様であり、これらの区営浴場は、この4月から料金の改定、値上げが決まっております。城崎温泉交流センターにつきましても、経営改善を図るべく利用料金の見直しを行うことと考えております。

改定の内容は、120ページの条例案要綱にございますが、浴場施設の利用料金の限度額、大人800円を1,000円に、子供400円を500円に引き上げることとしております。この条例におきましては、十分な周知を行い、施行日を令和5年7月1日と考えております。

なお、121ページに新旧対照表に記載しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上となります。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

○委員（太田 智博） すみません、1点だけよろしいですか。

○委員長（田中藤一郎） はい、太田委員。

○委員（太田 智博） 今回の引上げの理由については先ほどの説明で理解はするんですけど、今LNGの価格が今下がってきてる中で、これから燃料費が下がってきて、当然、電気代とか光熱費が下がってくると、利用料の値下げっていうことも当然考えられながらの値上げっていうふうに理解させてもらったらいいか、一回値上げするとなかなか値下げしにくいかなって思っていて、かといってなかなか利用率があまり伸びてない中で、その考えでもしあるのであれば教えていただきたいなと思います。

○委員長（田中藤一郎） 橋本参事。

○城崎振興局地域振興課参事（橋本 郁夫） 国のちよっと補填といますか、それによってエネルギー価格が下がるとお聞きしてありますが、ただ、元の価格、コロナ前になるというちよっと見込みもない中で、特にさとの湯につきましては、ほかの区営の6つの施設よりも大型の施設でございます。特にガス、電気の使用料がほかの施設の数倍消費していることもございまして、ちよっと従前から料金、ガス代等々、電気代等々下がるという見込みもございしますが、やはり元に戻らない以上は大変厳しい状況が続くという中で、今回、大人料金で800円から1,000円にという上限額200円引上げはしておりますが、指定管理者の湯島財産区との協議の中では、取りあえず一遍に200円というのはしんどいという中で、100円値上げをしてみても、それでちよっと様子をしばらく見てみようと。その状況を踏まえながら1,000円に至る場合も必要かなとは考えますが、おっしゃるとおり、値下げということは今後ちよっとあり得ない、考えにくいかなとも思いますが、はい、そんな状況で考えております。

○委員長（田中藤一郎） 太田委員。

○委員（太田 智博） 駅前にシンボリックにあるんだね、あそこがやっぱり盛り上がるというんですけど、上がり過ぎてなかなかあそこがね、お客さんが入らんのも寂しいかなと思うんで、そういうのも検討していただけたらと、今の状況では難しいと思いますけど、今後下がってくるとそういうのもちよっと検討していただけたらと思いますので、お願いしたいと思います。以上です。

○委員長（田中藤一郎） 意見でよろしいですか。

○委員（太田 智博） はい。

○委員長（田中藤一郎） そのほか何かございますか。質疑はありませんね。

そしたら、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第15号議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

ここで、委員会を暫時休憩します。

午前9時30分 委員会休憩

午前9時30分 分科会開会

○分科会長（田中藤一郎） ただいまから建設経済分科会を開会します。

まず、第16号議案、令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

当局の説明は、出席部署の組織順に歳出、歳入、あれば繰越明許費、債務負担行為補正及び地方債補正の順でお願いします。

質疑については、課ごとに行います。

討論、表決については、2部で当議案の質疑が終了した後、一括して行います。

それでは、まず、城崎振興局地域振興課、お願いします。

橋本参事。

○城崎振興局地域振興課参事（橋本 郁夫） それでは、歳出からご説明申し上げます。

議案書169ページをご覧ください。資料の説明欄でご説明いたします。上から2つ目の囲み、城崎振興局プロジェクト事業費、補修工事費ですが、太鼓橋ということで、パラペットの美装化工事を行ったものですが、設計の縮小と入札減により、不用額121万2,000円の減額を行っております。

歳出は以上となりまして、次に、歳入ですが、159ページをご覧ください。下の囲み、総務管理債の上から7行目の地域振興事業債、太鼓橋等120万円の減額ですが、先ほど説明しましたパラペット美装化の減額に係るものとなります。

なお、地方債につきましては、歳入での説明と重複しますので、割愛させていただきます。

説明は以上となります。

○分科会長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

次に、竹野振興局地域振興課、お願いします。

平尾課長。

○竹野振興局地域振興課長（平尾 喜彦） まず、歳出から説明いたします。

169ページをご覧ください。説明欄の上から3番目の囲みの上から6行目、竹野振興局プロジェクト事業40万2,000円の減額につきましては、事業精算によるものです。

次に、175ページをご覧ください。上の囲みの下から7行目ですけれども、地域おこし協力隊推進事業費の減額のうち、竹野振興局分として34万円を精算見込みにより減額するものです。

次に、201ページをご覧ください。説明欄一番下の囲み上から4行目の竹野川湊館管理費の27万3,000円の減額は、事業精算によるものです。歳出については以上です。

次に、歳入について説明いたします。

153ページをご覧ください。上から3つ目の囲み、上から4行目です。仲田光成記念基金繰入金27万3,000円の減額は、事業精算によるものです。

説明は以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。大丈夫ですね。

質疑を打ち切ります。

続いて、日高振興局地域振興課、お願いします。

吉田参事。

○日高振興局地域振興課参事（吉田 政明） 歳出について説明します。

201ページをご覧ください。説明欄3つ目のくくり、観光施設管理費の一番下、日高観光施設管理費です。日高神鍋観光協会に委託している蘇武岳登山道整備業務について、地元において業務が実施できなかったことにより、不用額12万9,000円を減額するものです。

次に、128ページをご覧ください。繰越明許費の補正です。事業名10行目、道の駅「神鍋高原」整備事業です。本事業は、道の駅「神鍋高原」最適

化整備運営計画の策定のための準備や支援業務を芸術文化観光専門職大学に委託しているのですが、計画の取りまとめが来年度にまたがることに伴い、全額200万円を繰り越すものです。なお、計画策定は、本年7月を予定しています。

説明は以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

須山委員。

○委員（須山 泰一） おはようございます。

取りやめになった蘇武岳12万円というのはどういうことをしようとしたのが取りやめになったのか教えてください。

○分科会長（田中藤一郎） 吉田参事。

○日高振興局地域振興課参事（吉田 政明） 蘇武岳登山道整備業務については、日高神鍋観光協会の阿瀬支部に業務を委託してるもので、登山道、遊歩道ですね、蘇武岳までの遊歩道整備の維持管理について地元の方々の協力により維持管理をやっていただいておりますということで、大雨降ったら登山道が壊れますので、そういう壊れたものを歩きやすくするだとか、そういった業務を今までこれまでやっていただいていたものです。

説明は以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 須山委員。

○委員（須山 泰一） はい、ありがとうございます。分かりました。

○分科会長（田中藤一郎） よろしいですか。

そのほか何かありませんか。大丈夫ですね。

それでは、質疑を打ち切ります。

次に、出石振興局地域振興課、お願いします。

村上局長。

○出石振興局長（村上 忠夫） それでは、議案書の201ページをご覧ください。一番下の枠の3つ目、観光施設管理費でございます。観光トイレ3か所の改修工事の完了に伴います事業確定により12万7,000円を減額するものです。

次に、207ページをご覧ください。上から3枠目の下になりますけれども、出石駐車場管理費です。

利用者の減少に伴います実績見込みにより不用額
36万2,000円を減額するものです。

続きまして、歳入のほうになります。

141ページをご覧ください。下から2枠目、駐
車場使用料です。歳出と同じく利用者減少に伴いま
す3か所の駐車場合わせて実績見込みにより74
万6,000円を減額するものです。

説明は以上となります。

○分科会長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（田中藤一郎） 質疑を打ち切ります。

続いて、但東振興局地域振興課、小川参事、お願
いします。

○但東振興局地域振興課参事（小川 一昭） 歳出予
算について説明いたします。

197ページ、下から1枠目の中ほどをご覧ください。
治山事業費のうち1,184万1,000円
は、シルク温泉やまびこのり面崩壊対策工事の事業
費確定による不用額の減額です。鉄筋挿入工の工法
について、足場を組まない工法に変更し、工期を短
縮したことにより交通整理員の人数等が減り工事
費が減額となりました。

次に、歳入について説明します。

159ページ、下から4枠目をご覧ください。治
山事業債のうち1,190万円は、起債対象事業の
シルク温泉やまびこ法面崩壊対策事業の事業費確
定に伴う減額です。

次に、地方債について説明いたします。

131ページ、下から2行目をご覧ください。治
山事業費につきましては、歳入でご説明した内容と
同じです。

説明は以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

次に、水道課、お願いします。

谷垣課長。

○水道課長（谷垣 康広） 私からは、水道事業に関

する部分についてご説明いたします。

議案書193ページをご覧ください。歳出でござ
いますが、一番上の表、説明欄の水道事業会計負担
金を1,379万円減額しています。補助対象事業
であります城崎・港給水区配水施設整備事業におい
て、国交省、兵庫県が実施する本年度の工事が一部
見送られたため水道事業につきましても一部見送
りを行いました。そのため総務省及び本市の繰り出
し基準に基づき予定していました繰出額を減額す
るものです。

159ページをご覧ください。下の表、市債です
が、説明欄の上から2段目、水道施設整備事業債、
ここから先ほどの城崎・港給水区配水施設整備事業
に係る繰り出しに充当する予定といたしました1,
380万円を減額しています。

続いて、131ページをご覧ください。地方債補
正の表ですが、14行目、15行目の水道施設整備
事業費、こちらも先ほどの市債の1,380万円の
減額を反映しております。

私からは以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（田中藤一郎） 質疑を打ち切ります。

次に、下水道課、お願いします。

榎本課長。

○下水道課長（榎本 啓一） 歳出のほうから説明を
させていただきます。

191ページをご覧ください。説明欄の上から4
番目の枠の一番下、浄化槽設置事業費79万3,0
00円の減額は、補助金交付規程に基づく申請があ
りませんでしたので、全額を減額するものです。

次に、207ページをご覧ください。説明欄上の
枠の一番下、下水道事業会計負担金832万円の減
額は、今年度事業の精査等により、一般会計からの
負担金を減額するものです。

次に、歳入です。

145ページをご覧ください。説明欄下から3枠
目、循環型社会形成推進交付金の26万4,000

円の減額は、浄化槽設置に係る補助金で、対象となる申請がありませんでしたので全額を減額するものです。

説明は以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

浅田委員。

○委員（浅田 徹） 浄化槽設置についてです。減額面がエリアですけども、何地区ぐらいでまだそれはどういいますか、落とす理由っていうんですかね、やっぱり公共下水、どうもいかないエリアについて新築あれば、それはその分でなかったから落とすいう、こういうことでよろしかったでしょうか、確認です。

○分科会長（田中藤一郎） 榎本課長。

○下水道課長（榎本 啓一） 先ほど委員おっしゃったとおり、対象エリアといたしましては、下水道の集合処理のない区域について、合併浄化槽設置されるときに補助金を交付するものです。昨年度、今年度と申請のほうはございませんでした。それ以前は確認できていないです。

○委員（浅田 徹） ありがとうございます。

○分科会長（田中藤一郎） そのほかございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切ります。

ここで建設経済分科会を暫時休憩します。

午前9時45分 分科会休憩

午前9時45分 委員会再開

○委員長（田中藤一郎） ただいまから建設経済委員会を再開します。

それでは、第23号議案、令和4年度豊岡市水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。

谷垣課長。

○水道課長（谷垣 康広） 議案書381ページをご覧ください。第23号議案、令和4年度豊岡市水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、本会議で部長が説明いたしましたとおりですが、実施計画書等の項で補足いたします。

384ページをご覧ください。収益的収支の上の表、収入につきましては、水道事業が水道料金と併せて下水道使用料の徴収を行っているため、その費用として下水道事業から受け取っている下水道使用料徴収等受託金の額を補正しています。

下の表、支出につきましては、人件費、賞与引当金繰入額を補正しています。また、消費税を2,026万4,000円増額しています。

続いて、385ページをご覧ください。こちらは資本的収支の表になります。上の表、収入では、支出の工事請負費の補正に伴い企業債と企業債償還金の補正に伴い一部借入れに対して一般会計から繰入れを受けている一般会計出資金、県補助金を減額しています。

支出では、建設改良費について、工事請負費等を事業計画の精査により減額しています。

また、収益的収支と同様に、賞与引当金繰入額を補正しています。

説明は以上です。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第23号議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、第24号議案、令和4年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。

榎本課長。

○下水道課長（榎本 啓一） 393ページをご覧ください。第24号議案、令和4年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

内容については本会議で上下水道部長が説明したとおりですが、実施計画で少し補足をさせていただきます。

396ページをご覧ください。補正予算(第4号)実施計画です。収入では、下水道事業収益を4,216万4,000円減額しております。内訳は、他会計負担金の精査による減額及び他会計補助金、長期前受金戻入れ、消費税及び地方消費税還付金の事業費精査等に伴う増減によるものです。

次に、支出ですが、下水道事業費用を3,135万5,000円増額しております。内訳は、北但行政事務組合への汚泥処理負担金の精算及び減価償却費の精査による減額と長寿命化対策事業の推進による資産減耗費などの増額などによるものです。

次のページです。資本的収入は国の補助金が要求額を下回ったため、事業精査により企業債、国庫補助金の減額、また雨水事業の事業精査による他会計補助金の減額及び今年度実績に基づく受益者負担金の増額により、差引き4億8,833万3,000円を減額するものです。

また、資本的支出につきましても補助金の減額に伴い事業精査を行うなどして4億8,154万6,000円の減額を行うものです。

説明は以上です。

○委員長(田中藤一郎) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田中藤一郎) 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田中藤一郎) ご異議なしと認めます。よって、第24号議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で第1部の議案審査は終了しました。

この際、当局の皆さんからご発言はありませんか。ないですね。

ここで建設経済委員会を暫時休憩します。

午前9時52分 委員会休憩

午前10時10分 委員会再開

○委員長(田中藤一郎) それでは、行きたいと思えます。

休憩前に引き続き建設経済委員会を再開します。

本日は、昨日の委員会に引き続き、審査日程表のとおり議案の審査を行います。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当局の出席を2部に分けて審査を行います。そのため、議案番号順の審査とならないことをあらかじめご了承ください。

委員の皆さん、当局の皆さん、質疑、答弁に当たりましては、くれぐれも要点を押さえて簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事運営に格別のご協力を願います。

それでは、第13号議案、豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議案とします。

当局の説明を求めます。

環境経済課長。

○環境経済課長(富岡 隆) それでは、105ページをご覧ください。よろしいでしょうか。第13号議案につきまして説明をさせていただきます。

まちなか交流館につきましては、菓祖伝説が残る豊岡におきまして、菓子を題材としたにぎわいと交流の拠点として2014年にオープンいたしました。菓子事業者による委託販売、菓子販売イベント、地下のレンタルキッチンなどを実施してまいりましたが、菓子を題材とした拠点ということにつきましては、必ずしも目的を達成している状況にはありません。施設オープンから約10年が経過しまして、周辺地域では専門職大学が開学したほか、移住者や地域おこし協力隊による歴史的な建物等のリノベーション活用が進むなど、新たな形でのにぎわいが起きつつあります。このような状況を勘案し、菓子だけではなく、中心市街地の歴史的な建物、伝統産業等、これからもまちの記憶として未来につなげて

いきたいものにまで題材を広げ、にぎわいと交流の拠点としてさらなる充実を図るため、目的及び事業の規定の一部を改めるものです。

具体的な改正内容について説明いたします。

108ページ、条例案要綱をご覧ください。1番の改正内容、(1)です。設置目的の改正です。当施設の設置目的をこれまでの菓子だけを題材とした拠点から豊岡の中心市街地において歴史的な建物、伝統産業、菓祖伝説等、まちの記憶を題材とした拠点到改正しようとするものです。(2)はこの目的の改正に伴い、当施設で行う事業の一部を改正するものです。

次に、2、附則をご覧ください。この条例は、次期指定管理者の管理業務の開始に合わせ、令和6年4月1日から施行することとしております。

なお、109ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長(田中藤一郎) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

前野委員。

○委員(前野 文孝) 名前間違えずにありがとうございます。ちょっと聞きたいんですけど、確かに菓子を題材にしたというのはかなりやっぱり無理があって、なかなか無理、うまくいかなかったっていう感じは私も思うところです。今回いろんな目的をかなり広範にされたんですけども、1点は菓祖伝説のまちの記憶の題材としたところとちょっとよく曖昧で分からないのと、恐らくサウンディングをされてある程度こんな事業展開ができるんじゃないかという手応えもあられてこんな内容にされたと思うんですが、どういったことを期待されてるのかっていうところのこの2点をお答えください。

○委員長(田中藤一郎) 富岡課長。

○環境経済課長(富岡 隆) 1点目のまちの記憶が少し分かりにくいというご指摘でございます。

先ほどちょっと口頭で説明させていただきましたが、豊岡の中心市街地におきましては、復興建築群とか、それからそれ以前に建ってる建物とか魅力

的な建物がたくさんあって、そういうようなところが協力隊の方とか移住者の方とかの外から来た方から大変感じがいい建物だということで活用が進んでいく、そういったことですか、復興建築群にしましても、震災直後の歴史等はございますので、そういったようなことを当初はヘリテージというような名前ですっていったらどうかなというようなところがありました。こちらの思いとしましては、それらの言葉の中で、豊岡の中心市街地の中で将来においてつなげていきたいもの、残していきたいもの、こういったものをにぎわいと共有の拠点到使うことができないかというふうなことで、柳まつりとかもそうでしょうし、かばんもそうでしょうし、公設市場なんかもそうかも分かりませんので、そういったようなものを広範に広く活用することによって、面的な交流に広がっていけばいいなど、そういう思いの中でしました。ですから、将来に残しておきたいそういうような思いを込めて、ヘリテージという言葉がちょっと分かりにくいので、まちの記憶という日本語に換えて条例制定目的の中に組み込んだということが1点ございます。

それから、期待するところでございますが、現在も先ほど申し上げましたけども、実際にリノベーションが始まっていたりですか、それからまちなか交流館の指定管理者のほうにおきましても、豊岡の中の町なかの古い建物のリノベーションで旅館、ホテルの改造とかの計画もされております。それを1925の宿泊部門とか飲食部門と連携をすることによって相乗効果が得れるのではないかなというように思っておりますし、建物の中にまだ使っていない旧金庫というのがございますので、そういったところを活用してかばんの関係ですとか、昔の町並みの関係ですとか、そういったようなものもいつでも市民の方に見ていただけるような、そんな空間になってもいいのかなというようにところを考えております。

これからこの条例を認めていただいたら、この方向で新年度になったら新しい指定管理者のほうの公募、プレゼンテーションを受けていきたいと思

いますが、そういったようなところをより効果的に企画いただけるところに新しい指定管理を任せたいなというふうに思っておりますので、実際に芽は芽吹いてきておりますけど、さらに新しいアイデアを持って令和6年からスタートできたらなというふうなところでございます。

説明は以上になります。

○委員長（田中藤一郎） 前野委員。

○委員（前野 文孝） 分かったような分からないんですけど、プロポーザルによって決められると思えますけど、慎重に決めていただければと思います。取りあえず今のところはこれぐらいしか言いようがないので、よろしくをお願いします。以上です。

○委員長（田中藤一郎） そのほかございませんか。

それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第13号議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、第14号議案、豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

山本課長。

○建築住宅課長（山本 正明） よろしくお願いたします。

それでは、第14号議案、豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

提案内容そのものにつきましては、本会議での都市整備部長説明のとおりですので、説明は省略させていただきます。

若干補足いたしますと、この改正につきましては、市営住宅の入居に際しまして、原則これまでと同様

に人による連帯保証人を必須とはしてあります。しかしながら、連帯保証人の確保が困難な申込者に対しましては、法人であります家賃債務保証業者の保証を活用することによりまして、連帯保証人を必要としないとするもの、さらにこの法人が保証委託契約の引受けを承諾しなかった場合には連帯保証人を必要としないとする2つの段階を踏まえての保証人を必要としないという取扱いに変更するものでございます。この取扱いによりまして、真に連帯保証人の確保に困窮する申込者に対しましての措置としようとするものでございます。今言ったような内容につきましては、規則において詳細を制定しようと今しておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第14号議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午前10時20分 委員会休憩

午前10時20分 分科会再開

○分科会長（田中藤一郎） ただいまから建設経済分科会を再開します。

第16号議案、令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

当局の説明は、出席部署の組織順に歳出、歳入、あれば繰越明許費、債務負担行為補正及び地方債補正の順でお願いします。

質疑については、課ごとに行います。

討論、表決については、全ての課の説明及び質疑

が終了次第行います。

それでは、まず、環境経済課から説明願います。
富岡課長。

○環境経済課長（富岡 隆） それでは、歳出から説明させていただきます。

199ページをご覧ください。一番下の枠のところです。上から3行目、プレミアム付商品券換金等業務、委託料の減額補正です。発行総数12万セットのうち、82.1%に当たります9万8,540セットを販売いたしましたので、販売実績に基づいた決算見込みによりまして減額補正を行おうとするものです。次に、その下の商店街消費拡大支援事業費の補助金です。これは兵庫県の令和4年度12月補正緊急経済対策にありますメニューを活用して、商店街が実施される商品券やポイントシール事業を支援しようとするものです。商工会議所、商工会を通じまして、各商店街の希望を確認させていただきましたところ、2つの商店街から要望がありましたので、2団体分、2,400万円を予算計上いたしました。なお、両商店街ともこの夏に商品券事業をされる予定ですので、全額を繰り越させていただきたいと考えております。

次に、歳入を説明させていただきます。

149ページをご覧ください。上の大枠のほうになります。下から4つ目、商店街消費拡大支援事業費補助金です。先ほど説明させていただきました2つの商店街への補助金に対し、県から3分の2の補助率の補助金を受けるため、2,400万円の3分の2の1,600万円を予算計上しております。

次に、159ページをご覧ください。一番上の枠の一番下のところです。プレミアム付商品券の販売収入、そちらの販売残2万1,460セット分の販売収入を減額補正するものでございます。

そのほかの項目につきましては、決算見込みによる整理補正です。

次に、繰越明許費の補正につきまして説明をさせていただきます。

128ページをご覧ください。事業名の上から9つ目になります。産業用地整備事業160万6,0

00円です。これは市が行います産業用地造成工事の設計業務の変更業務委託料を繰り越ししようとするものです。市が行います産業用地造成工事の設計は、事業着手時点で一旦は完了しておりますが、計画の当初段階から国、県による造成が終わった段階でその現状に合わせ設計を修正することとしており、今回の内容はまさにその変更の委託料となります。今回、国の造成工事の遅れなど、本事業の着手が遅れたことに加えまして、着手後も都市計画に係ります開発許可の手續に関する協議に不測の事態を要しましたので、年度内完成が困難になるため繰り越ししようとするものでございます。

次に、129ページをご覧ください。下の枠のほうの繰越明許費の変更のほうになります。2つ目の事業になりますが、商工振興事業です。本年度補正9号で議決をいただきました省エネ設備等導入支援補助金に係ります1億円の繰越明許に先ほど歳出でご説明させていただきました商店街の消費拡大支援事業2,400万円を増額しようとするものです。

説明は以上となります。

○分科会長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

須山委員。

○委員（須山 泰一） プレミアム商品券のことをお聞きします。

残ったのが2万1,460セットで82%だったというふうにお聞きしたんですけど、2万1,460セット、これはプレミアム券とプレミアムプラスもあったんじゃないんですか。両方足してでしたか。

それから、今回のプレミアムの事業の経済効果みたいななんはどのようにはかかれてますか。

以上お聞きします。

○分科会長（田中藤一郎） 富岡課長。

○環境経済課長（富岡 隆） 今回の残の予算のほうにつきましては、プレミアム付商品券のほうだけで家計応援商品券のほうにつきましては入っておりません。

それから、経済効果のほうですけれども、プレミ

アム付商品券のほうの利用金額が11億8,017万円となっておりますので、それが経済効果があったかなと思っております。プレミアムプラス、家計応援商品券につきましては、3億8,093万円の合計利用がございましたので、合わせますと約15億6,000万円の経済効果といたしますか、家計の応援につながったかなというふうに考えております。以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 須山委員。

○委員（須山 泰一） たしかプレミアム券は1人2万円まででしたか、プラスが5,000円だったように覚えてますけど、やっぱり11億8,000万円と3億8,000万円、3倍ぐらい、3分の1ぐらいですけど、プレミアムプラスはたくさんやっぱりね、券を配る形でしたし最初のプレミアム券は買って2,000円ついたんでしたかね。でもそうですよね、あれはだから買うんでその金額も入ってますけどね、ちょっとすみません、質問が整理つかないですけど、その対比とかね、また検討して今後に生かしていただきたいと思います。以上。

○分科会長（田中藤一郎） 意見でよろしいですね。

○委員（須山 泰一） はい。

○分科会長（田中藤一郎） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（田中藤一郎） それでは、質疑を打ち切ります。

次に、大交流課、お願いします。

宮垣課長。

○大交流課長（宮垣 均） それでは、歳出のほうから説明させていただきます。

201ページをご覧ください。2つ目の太枠の中、観光事業費の中です。負担金の部分がありますが、玄武洞公園を美しくする会の解散に伴う30万円の減額、それからその解散に伴いまして、兵庫県自然公園美化推進協議会のほうへの負担金がまた50万円減額しております。続きまして、その下、補助金の部分ですが、これは反転攻勢支援事業費としまして、観光地の経済回復を支援するために、観光需要を喚起するための誘客イベントなどに必要

な経費を各観光協会補助したもので、臨時交付金を使ったものとなっております。その分の執行見込額による減額をいたします。

それから、その下の玄武洞公園管理費の中の指定管理料ですが、これは指定管理のほうを7月から予定していましたが、工事期間等の延長によって8月からになったことに伴う減額分になります。

続きまして、歳入のほうを説明させていただきます。

141ページをご覧ください。3つ目の太枠の上から3つ目になりますが、玄武洞公園観覧料です。当初見込みよりも入園者が多くなりましたので、収入見込額を増額させていただきます。1,416万3,000円の増額となります。

説明は以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（田中藤一郎） 質疑を打ち切ります。

続いて、農林水産課、お願いします。

柳沢課長。

○農林水産課長（柳沢 和男） それでは、農林水産課の補正予算についてご説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、事業実施、執行見込みを踏まえて減額するものが中心となります。特に説明すべきものに限り説明をし、その他は説明を割愛させていただきますのでご了承ください。

では、165ページをご覧ください。歳出予算です。真ん中の囲み、総務費の基金管理費です。下から2番目、森林環境基金積立金876万7,000円の減額です。これは今回、森林管理100%作戦推進事業費、197ページに歳出で示しておりますけれども、こちらの事業の財源にこの森林環境譲与税を充てることから、当初予定をしました積立金を減額するものでございます。

173ページをご覧ください。下から4項目め、新規就農総合支援事業費498万8,000円の減額です。減額の大きな要素は、実質化した人・農地

プランの中心経営体の継承発展を支援する経営継承・発展等支援事業、これは国の補助事業となりますけれども、この事業に要望を上げておりましたが、採択をされなかったことから400万円の減額をするというものを含んでおります。

続いて、175ページをご覧ください。上の囲みの一番下の項目、地域おこし協力隊推進事業費です。農林水産課分は内数で620万円の減額です。隊員1名の途中退任による減額分も含めて不用額の整理でございます。

続きまして、195ページをご覧ください。農林水産業費です。上から2つ目の項目、農業振興事業費は656万円の減額です。補助金のうち農業生産コスト低減緊急対策事業費305万2,000円の減額を計上しております。この事業は県が肥料高騰対策として生産コストを低減させるための機械導入を支援するもので、採択を受けた事業のうち、申請者の都合等で導入機械の取下げなどがありましたので、実績に合わせて減額をするものでございます。給付金の肥料等生産資材高騰対策支援給付金266万9,000円の減額は、給付実績によるものです。この事業でございますけれども、水稻30アール以上の農家等を対象に、高騰する肥料や農業資材の支援として実施をさせていただきました。1,676人へ8,578万9,200円を給付をしましたというような実績でございます。

その2つ下、鳥獣被害防止緊急対策事業費は1,111万1,000円の減額。豊岡市野生動物被害対策推進協議会への負担金というものでございます。同協議会では、国の特措法による金網柵の設置など、防除対策の事業を実施してもらっております。市内の農会からの要望を受けて、これらの制度を使って実施をするわけですが、入札減等により減少したものでございます。

その下、多面的機能支払事業費は1,021万6,000円の減額です。長寿命化活動に係る交付金は水路などの農業施設の長寿命化を目的とした改修を行うことに活用いただくものですが、近年の制度改正により、地域要望に応えられないような状況が

続いております。このことは一般質問でもご指摘をいただいております、県の窓口へ実情を訴えるなど、国、県への要望を引き続き行っていきたいと考えております。

次は、下の囲み、農業用施設管理費は5,453万1,000円の減額です。主なものは整備工事費5,169万9,000円の減額で、いずたんトンネルの照明設備更新工事、ため池廃止の工事、清滝農免農道の擁壁補強工事の入札減によるものでございます。

その下です。基盤整備促進事業費になります。224万7,000円の減額です。増額部分につきましては197ページ、整備工事費165万3,000円を計上しております。こちら内町地区の圃場整備事業の進捗によるものになります。負担金の基幹農道整備事業費335万円は、県営事業の蓼川大橋の長寿命化工事の進捗に伴うものでございます。

次は、下の囲み、真ん中辺り、治山事業費です。こちらは内数で農林水産課分は227万円の減額ということでございます。

続きまして、歳入でございます。141ページをご覧ください。上の囲み分担金の1番目、農業費分担金の基盤整備事業費分担金125万円の減額は、下鶴井の農地整備事業費の減額に伴う地元負担金の減額となります。

149ページをご覧ください。県支出金の農林水産業費補助金です。真ん中辺りにございますけれども、農業費補助金、林業費補助金は、先ほど歳出予算で説明をしました減額等に伴ってこちらも減額をするものでございます。ご清覧をください。

151ページをご覧ください。3つ目の囲み、財産収入です。一番上の立ち木売払い収入32万2,000円の増額は、市行造林の間伐事業によるものでございます。

157ページをご覧ください。諸収入です。真ん中辺り、豊岡市野生動物被害対策推進協議会負担金942万9,000円の減額は、先ほど歳出で説明をしましたことに伴いまして、同協議会から国の補助金分を市に納入してもらおうという仕組みになっ

ておりますけれども、歳出の事業費減額に伴い負担金も減額するものでございます。

159ページをご覧ください。市債でございます。下の囲みの3段目から農業債、林業債、水産業債、それぞれ記載をしておりますので、ご清覧をいただきたいと思っておりますけれども、林業債の中の治山事業債のところでございますけれども、農林水産課分は内数で40万円の減額というふうなことでございます。

128ページ、129ページ、繰越明許費をご覧ください。まず、128ページ、追加の項目です。上から3つ目の項目、農業費の中の農業振興事業費2,330万5,000円は、農業生産コスト低減緊急対策事業について、県の12月補正予算を受けて実施をしており、年度内に機械の納入が間に合わない可能性があること、また農業用施設管理費4,313万円は、いづたんトンネルの照明施設改修工事において、LED照明器具の納入が遅れていることから、年度内の工事完了が困難となっていること、1行飛んで水産業費、並型魚礁設置工事費3,000万円は、入札の不調により請負契約の締結が大幅に遅れたことから、年度内の完成が困難になっていること、それらの理由によって繰越しを行うものでございます。

129ページ、変更分でございます。下の表、1番目の基盤整備促進事業費については、内町地区の圃場整備事業について、国の補正予算への対応、そして補償物件の移転に不測の日数を要したことから、今回変更させていただいて、1億3,248万円の繰越しというふうなことでお願いしたいと思っております。

続きまして、130ページをご覧ください。債務負担行為の補正でございます。まず、廃止の項目です。真ん中の表の農業経営基盤強化資金利子補給事業は、本年度の借入者で利子補給の対象となる案件がないため廃止をするものでございます。

次のその下、変更分です。2番目の農業者用の美しい村づくり資金利子補給事業62万8,000円、次の漁業者用の豊かな海づくり資金利子補給事業

は104万6,000円に変更するものでございます。コロナウイルス感染症の影響による借入実績に基づき変更するというものでございます。

131ページをご覧ください。地方債補正です。今回の各事業の補正を踏まえ、下から10行目、土地改良事業費、林道整備事業費、治山事業費それぞれ記載のとおりでございます。ご清覧をください。農林水産課からは以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 課ごと。大丈夫ですね。

説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切ります。

続いて、コウノトリ共生課長、お願いします。

宮下課長。

○コウノトリ共生課長（宮下 泰尚） 歳出歳入ともに事業完了による精算後の不用額の減額となります。

初めに、歳出を説明します。

167ページをお開きください。中段より少し下、コウノトリ文化館管理費94万1,000円です。これは新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対する文化庁の文化芸術振興費補助金を活用したトイレ改修費であります。内訳は記載のとおりです。

またその下、生物多様性推進事業費の小さな自然再生支援事業費35万2,000円は、コウノトリ基金を活用したものです。

以上が歳出になります。

次に、歳入ですけれども、ただいま説明しました文化芸術振興費補助金の減額分とコウノトリ基金繰入金の減額分そのものになりますので割愛させていただきます。

次に、繰越明許について説明いたします。

128ページをお開きください。最上段、コウノトリ野生復帰推進事業475万9,000円です。これはコウノトリ本舗の電気契約を高圧から低圧に変更する工事になりますが、関西電力が実施する工事部との調整で、年度内に事業を完成させることができなくなったことから繰り越しするものです。

関西電力のほうでは、太陽光発電事業の拡大によって関西電力内で業務過多の状態が続いているというふうに聞いております。

債務負担行為及び地方債はございません。

説明は以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

続いて、地籍調査課、お願いします。

依田課長。

○地籍調査課長（依田 隆司） 128ページをご覧ください。地籍調査課は繰越明許費の説明となります。

事業名欄の上から7行目、農林水産業費の地籍調査事業を682万円繰り越しするものです。理由としましては、年度途中で県の補助金交付額調整分を受け入れましたが、事業着手が遅くなり、年度内の事業完了が困難な状況のため繰越しを行うものです。繰り越します地区につきましては、江野地区の1地区です。

説明は以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切ります。

次に、建設課、お願いします。

富森課長。

○建設課長（富森 靖彦） 建設課からは歳出歳入につきましては基本的には執行見込みによります減額補正となります。

それでは、202ページ、203ページをお開きください。まず、土木総務費になります。説明欄で説明させていただきます。急傾斜地崩壊対策事業費ですが、県の事業内容の変更に伴います市の負担金の減額、それとあわせまして、令和2年度事業の精算に伴います地元への還付金ということで、合わせて1,826万8,000円の減額といたします。

続きまして、その下ですが、用地対策事業費です。こちらは旅費の執行見込みによります減額となり

ます。

次に、その下の欄、排水機樋門管理費です。こちら宮島排水ポンプ場の整備工事、それから江原樋門の整備工事のそれぞれ増額、減額とありますが、相殺してプラス・マイナス・ゼロということになります。

続きまして、道路橋梁費になります。その下の欄ですが、道路橋梁総務費です。こちら100万円の減額ですが、これは今年度北近畿豊岡自動車の豊岡道路Ⅱ期の起工式に充てるということで100万円予定をしておりましたが、今年度中の起工式の開催予定が次年度にずれ込むこととなったため、不用額ということで減額をさせていただいております。

続きまして、その下の道路維持事業費です。こちらにつきましては、投資委託料は道路詳細設計等の精算に伴います増額、それから補修工事費につきましては、4件の工事がありますが、執行見込みに伴いますトータルで増額をするものです。

続きまして、その下の道路新設改良費になります。まず、片鍋一日市線の道路改良事業費ですが、こちらは執行見込みによります精算減額ということで900万円の減額を行います。続きまして、その下ですが、藤井中森線の道路改良事業費、こちらも執行見込みによります精算減額ということで300万円の減額となります。

続きまして、204ページ、205ページをお開きください。一番上の橋梁新設改良費になります。桁江橋整備事業費です。こちらも執行見込みによります400万円の減額となります。その下の上野橋整備事業費、こちらは交付金を頂いて事業をしているわけですが、県内流用に伴いまして、工事費の増額ということで事業進捗を図るということで1,900万円の増額を上げさせていただいております。

その下ですが、交通安全施設整備事業費、こちらも交通安全緊急対策事業におきます執行見込みによる精算減額ということで200万円の減額となります。

続きまして、河川費ですが、河川総務費です。河

川改良事業費ということで、補助金、普通河川しゅんせつ事業費、こちらも精算によります30万円の減額となります。

続きまして、港湾費の海岸環境整備事業費、こちらは県から委託を受けております事業ですが、業務委託料の事業費確定に伴います不用額の減額ということで411万3,000円を減額いたします。

続きまして、歳入ですが、140、141ページをお開きください。一番上の分担金の141ページの3つ目の欄になりますが、急傾斜地崩壊対策事業費分担金ということで、こちらは2022年度の事業費見込みを2020年度の精算によります地元負担金の減額ということで13万5,000円の増額ということで、すみません、増額ということにしております。

続きまして、144、145ページをお開きください。国庫補助金の下から2つ目の枠になりますが、道路橋梁費補助金ということで、防災・安全交付金、橋梁新設改良事業費、これは先ほどの上野橋の整備事業費増額に伴いまして交付金を増額しております。その下の交通安全施設整備事業費、こちらは交通安全緊急対策事業に係ります交付金措置額に伴いまして減額ということにしております。

続きまして、150、151ページをお開きください。委託金、一番上の枠の上から3つ目です。港湾費委託金ということで、海岸環境整備事業委託金、こちらは先ほど歳出でも説明いたしました県からの受託事業の精算に伴います委託金の減額となっております。

続きまして、152、153ページをお開きください。ちょうど真ん中の枠になりますが、基金繰入金です。その一番上の財政調整基金繰入金、こちらの建設課分ということで763万1,000円の増額としております。これは歳出でも説明いたしました交通安全緊急対策事業費の交付金の裏財源に充当予定でありましたが、国からの交付金額が当初より減額となったことから増額をしております。

続きまして、158、159ページをお開きください。市債になります。一番下の土木債の下から2

つ目、土木管理債、まず急傾斜地崩壊対策事業債、こちらは急傾斜地崩壊対策事業費の補正に伴います減額ということに1,830万円となっております。その下の土木管理事業債、こちらは江原樋門の増額に対応するための市債ということで300万円の増額をさせていただいております。

続きまして、その下の道路橋梁債、道路整備事業債ということで1,120万円、こちらは大規模舗装修繕事業、それから次のページになりますが、道路防災事業、道路維持事業、藤井中森線ということで、この4つの事業でトータルして1,120万円の減額となっております。その次にその下ですが、橋梁整備事業債、こちらは上野橋の整備事業に関わるものということで歳出増額に伴います市債の増額ということで720万円の増額とさせていただいております。

続きまして、128ページ、繰越明許のほうになります。建設課につきましては、128ページの土木費のところになります。まず、土木管理費ということで、内水処理事業です。これは福田排水機場の整備事業におきまして、河川管理者との調整に若干の日数を要しておるため、年度内の完成が困難となっております。状況としては本体の工事は年度内には完成いたしますが、場内の舗装であるとか周辺の道路の舗装等が若干残るような感じで、5月中、出水期までには完全に完成する予定としております。

その下の排水機樋門管理費です。こちらは国に委託しております鶴岡第3樋管、それから宮島排水ポンプの整備ということで上げさせていただいております。国との調整等があり、若干不測の日数が要しておるということで、年度内完成が困難となったということになっておりますが、現在の状況としては何とかどちらの事業とも年度内には完成できそうだということで見込んでおります。

続きまして、道路橋梁費です。道路維持事業です。こちらは側溝修繕工事が4件、それから舗装修繕工事が1件、道路構造物長寿命化が3件ということで、地元との調整であったり、河川占用物件ということで河川管理者との協議などがありまして、年度内完

成が困難となったということで8, 169万3, 000円の繰越しをお願いするものです。

その下の風早線の道路改良事業、こちらにつきましては、城崎大橋関連工事ということで進めておりますが、隣接する県道工事との協議に不測の日数を要したため、年度内完成が困難となったということで1, 700万円の繰越しをお願いするものです。

その下の片鍋一日市線道路改良事業につきましても、国道178号にタッチします路線ですので、国道管理者との協議に不測の日数を要しておるため、年度内完了が困難となっております。

その下の藤井中森線道路改良事業です。こちらも現在測量をして詳細設計等にかかっているわけですが、地元との調整に不測の日数を要しておるため、年度内完了が困難となっております。

その下の雪害対策事業ですが、こちらは主に除雪トラック部品購入ということで上げさせていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、部品製作に不測の日数を要しておるため年度内完成が困難となっております。現状としては4月末には納入予定というふうに聞いております。

続きまして、その下ですが、橋りょう長寿命化事業です。1億3, 486万5, 000円の繰越しをお願いするものですが、こちらは橋梁補修工事6橋、それから橋梁補修設計3橋ということで、どうしても出水期、6月から10月につきましては、工事制約等もありますので、その関係で完成が困難となっておりますので、繰越しをお願いしたいと思います。

続きまして、その下の栃江橋の整備事業、こちらも出水期におけます工事制約や河川管理者との協議に不測の日数を要しており、年度内完成が困難となっております。

続きまして、上野橋の整備事業、こちらも橋梁ですので同様に出水期での工事制約等で年度内完成が困難となっております。

続きまして、その下の交通安全施設整備事業ですが、こちらも地元、それから警察等の調整協議に不測の日数を要しておりまして、完成が困難となって

おるような状況です。

続きまして、129ページです。河川費の河川改良事業です。こちらは主に日高地域の普通河川のしゅんせつ工事3件ですが、こちらも出水期の関係であったり、雪の関係等もありまして、若干完成が遅れておるというようなことになっております。

それから、その下の普通河川整備事業、こちらは5件の普通河川の整備事業ということになります。県の砂防事業との関連のあるような箇所もあります。それらの調整協議で年度内完了が困難となっているような状況になります。

繰越し明許の補正は以上です。

次に、地方債の補正です。議案書の132ページをご覧ください。132ページの上から3つ目の急傾斜地崩壊対策事業費、それからその下の土木管理事業費、2つ飛びまして道路整備事業費、それから5つ下の橋梁整備事業費ということで、それぞれ歳入に市債に連動した形での金額の補正ということにさせていただいておりますので、ご清覧をいただきたいと思っております。

建設課からは以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

浅田委員。

○委員（浅田 徹） 一般的なことなんですけど、202、203、204、205の中で、それぞれ交通安全施設関係と道路維持関係や河川の道路改良とか整備は分かりますけども、この辺がやっぱり地元から特に区画線が消えたから引き直してほしいとか、道路の舗装をちょっと直してほしいとか、こういうので実際見てみましたら、見込みで例えば区画線だったら205万円が言わば不用額、それから道路維持は1, 148万2, 000円、これも不用額というような補正、これは仕方ないんですけどね。やっぱりこれはある、もう少し活用を考えてほしい。今になったら無理なんですけども、危険箇所から順番にといたら、やっぱり10個あったら5つか6つか、あとは残ってる分を上げていくとかね、それから要望出してても地元懇談がなかなか、今説

明あったんですけども、ちょっと協議に長引いたと。そういうものをきっちり対応していただいてやっぱりやっていただかないと、こういう使い方っていうのは認めざるを得んわけですけども、強くこれは意見として申し上げておきますので、よろしく願いいたします。今のこと、はい。

○分科会長（田中藤一郎） 富森課長。

○建設課長（富森 靖彦） 交通安全のほうは205万円減額ということになってますが、これは国の補助金を頂いてやります緊急点検に伴います工事ということになりますので、場所は確定しておりますんで、これは新たにということにはなりませんし、あと補修工事につきましても、基本的にはほとんどがその場所で完結するものが今回多かったもので、それでちょっと新たについていうことはなかなかまた一から調整して新たな路線ということは難しい。言われることは、おっしゃることは十分分かりますので、その辺りできる限りの無駄のないような予算執行というのは心がけていきたいと思えます。以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 浅田委員。

○委員（浅田 徹） 設計の変更とか契約者について追加ということも対応できますので、この辺ひとつよろしく願いたい。

○分科会長（田中藤一郎） よろしいですね。

そのほかないですか。

それでは、質疑を打ち切ります。

続いて、都市整備課、お願いします。

久田課長。

○都市整備課長（久田 渉） 都市整備課所管分の説明をいたします。

まず、歳出の補正予算からです。

165ページをご覧ください。説明欄の真ん中辺りの基金管理費925万1,000円の減額のうち、都市整備課分としましては40万円の増額をしております。内訳としましては、財政調整基金積立金30万8,000円のうち、30万円の増額と、1つ飛びまして市債管理基金積立金の10万円の増額をしております。高校生通学バス定期補助事業の

制度設計として次年度以降へ事業継続のため双方の基金へ積み立てております。いずれも事業の精査見込みに伴う増額補正です。

次に、そのページ一番下の行です。公共交通対策費の鉄道交通対策事業費496万円の減額ですが、次のページ167ページの上段をご覧ください。こちらにつきましては、いずれも北近畿タンゴ鉄道株式会社への補助金で、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費の481万1,000円の減額及び北近畿タンゴ鉄道安全運行維持助成費の14万9,000円の減額は、いずれも事業の精算見込みに伴う減額補正です。

それから、次のバス交通対策事業費478万円の減額補正ですが、まず事業用備品434万5,000円の減額は、有償旅客運送事業のイナカーの車両購入の精算に伴い減額をするものです。次の地方バス等公共交通維持確保対策費186万3,000円の減額は、国県路線の協調路線のバスや車両購入に係る補助金で、事業費精算に伴うものです。次に、市街地循環バス事業費の補助金122万8,000円の増額は、運行経費の高騰に伴う増額補正です。それから次の高校生通学定期券購入費の補助金20万円の増額は、当初見込んでいた件数より多く利用された結果、精算見込みに伴う増額補正となっております。

それから、次のページ、169ページをご覧ください。一番下の欄です。但馬空港利用促進事業費では332万円の増額です。コロナウイルス感染症の継続した影響により、職員の遠方出張が減ったことによりまして、普通旅費とか手数料の減額をしております。それから次のコウノトリ但馬空港利用促進協議会の補助金520万円の増額につきましては、依然空港利用率の回復が遅く、ペナルティーである未達成金が想定されるため増額補正をするものです。

それから、ちょっと飛びまして206、207ページをご覧ください。1つ目の枠の都市計画総務費の都市景観形成事業費で65万円の減額補正ですが、これは報償費の5万円と景観形成支援補助金6

0万円を実績に合わせて減額を行うものです。

次の事業、公園管理費は、117万円を減額補正するものです。これはシルバー人材センターへ委託している市内都市公園のトイレの清掃用具の精算見込みにより減額をするものです。

それから、次の事業の駐車場管理費の中央駐車場管理費は50万円の減額補正をするものです。こちらにつきましても同じくシルバー人材センターへ委託している中央駐車場管理業務委託料の精算見込みにより減額をするものです。

歳出補正の説明は以上です。

それから、次に、歳入のほうに移ります。

141ページをご覧ください。3つ目の枠から上から2行目の節の1総務管理使用料、有償旅客運送使用料158万円の減額は、イナカー竹野南線廃止に伴う運賃収入の減額補正となります。

それから、次に145ページをご覧ください。2つ目の枠の上から1行目、節の1、総務管理費補助金の地域公共交通確保維持改善事業費補助金58万8,000円の減額補正は、イナカーの運行管理業務の精算見込みにより減額をするものです。

それから、158、159ページをご覧ください。2つ目の枠の一番上です。節の1、総務管理債、バス交通対策事業債のイナカーの440万円の減額は、先ほども言いましたが、イナカーの車両購入の精算に伴う減額補正となっております。次の鉄道交通対策事業債、京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等の480万円の減額は、北丹後鉄道株式会社への鉄軌道など補助金の事業精算見込みに伴う減額補正となっております。

歳入の説明は以上で終わります。

それから、129ページをご覧ください。繰越明許費補正です。上から3行目、土木費の一番最後の都市計画費、都市景観形成事業37万5,000円は、景観形成補助金に係る案件でございまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、工事資材の搬入が遅延しておりますことにより年度内の工事完了が困難となり、翌年度に繰り越すものです。

それから、次の130ページをご覧ください。次

は債務負担行為補正です。表一番下の欄の変更の欄、最初の事業、有償旅客運送運行管理業務は、イナカーの運行業務の入札に伴い額が確定しましたので、6,555万6,000円から5,396万円に限度額を変更しようとするものです。

それから、その隣の131ページをご覧ください。こちらら地方債補正となっております。変更欄の最初の事業、バス交通対策事業費のイナカーは、今さっき言いました車両購入精算に伴い2,490万円から2,050万円に変更しようとするものです。

同じく次の鉄道交通対策事業債につきましても、先ほど言いましたとおり、精算見込みにより限度額を1,710万円から1,230万円に変更するものです。

都市整備課からの説明は以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

須山委員。

○委員（須山 泰一） すみません。車両購入の400万円というのがところどころ出てきたことについてですけど、どこの路線のバスを買われたか、それから入札のところはイナカーの入札、全但とメルティバスというふうに認識していますが、そこら辺教えていただけますか。

○分科会長（田中藤一郎） 久田課長。

○都市整備課長（久田 渉） まず、イナカーの関係は但東の河野辺線のバスになっております。44人乗りのバスを購入を更新で買換えという形になっております。

それから、もう一つの今の、ちょっと待ってください、6路線で全但バスとメルティバスさんがそれぞれ落札をされております。河野辺線が全但です。

○分科会長（田中藤一郎） 須山委員。

○委員（須山 泰一） これまでどおりですか。

○都市整備課長（久田 渉） 落札業者さんの関係は、あつ、すみません、委員長。

○分科会長（田中藤一郎） 久田課長。

○都市整備課長（久田 渉） 業者さんの路線で今までと変わったところが取ったということではな

く、今の従来どおりのところが取られております。

○分科会長（田中藤一郎） 須山委員。

○委員（須山 泰一） 分かりました。ありがとうございます。

○分科会長（田中藤一郎） そのほかございませんか。

それでは、質疑を打ち切ります。

次に、建築住宅課、お願いします。

山本課長。

○建築住宅課長（山本 正明） それでは、建築住宅課分、説明させていただきます。

基本的に事業実績見込みによる不用額の精算になります。若干主要なところだけ説明させていただきます。

206ページ、207ページをご覧いただきたいと思います。基本的説明欄のところで説明させていただきます。まず、4行目の住宅管理費439万7,000円の減額、実績見込みによる不用額の減額ということで、主に補修工事費としまして市営住宅分が250万円の減額、それとあと用途廃止予定を進めております補償金、移転補償金、これが173万5,000円の減額というような内訳になっております。

その下、住宅耐震改修促進事業費1,149万4,000円の減額ということで実績見込みによる不用額の減ということで、主に記載しております業務委託料151万2,000円、これにつきましては、耐震診断業務の実績見込みの減。その下、補助金990万円の減ということで、209ページ記載のとおりなんですけども、住宅耐震改修促進事業費の減額ということで住まいの耐震化促進事業費補助金ともう一つ住宅耐震リフォーム工事費補助金、これらの実績見込みによる不用額の減額というものでございます。

その下、住宅新築資金等貸付金回収事業費14万6,000円の減額ということで、これらは資金回収に係る事務経費の実績見込みという減額になります。

その下、老朽危険空き家対策事業費771万4,000円の減額ですけども、業務委託料621万2,

000円の減額で、今年度、空家等対策計画策定業務行っております。これの入札減、あと特定空家除却等業務としまして、代執行を予定しておりましたけども、実施しなかったことによるもの、そして一番下の老朽危険空き家除却支援事業費133万2,000円の減額、今年度補助金による除却4件予定しておりましたけども、3件の実施ということになりましたので、その分の減額というものでございます。

続きまして、210、211ページご覧いただければと思います。上の表ですね、消防費、災害対策費の説明欄、下から2行目になりますけども、補助金で土砂災害対策支援事業費600万円の減額ということで、土砂災害特別警戒区域にある住宅等の移転、除却等に係る補助金ですけども、補助申請がなかったため予算全額の減額というものでございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入に係ります。

140ページ、141ページをご覧いただければと思います。総務使用料、総務管理使用料、行政財産目的外使用料373万円の減額とありますが、そのうち141万8,000円の減額が市営住宅等の行政財産目的外使用ということで確定見込みによる減額でございます。

一番下になります土木使用料の住宅使用料658万5,000円の減額ということで、3行目にあります移住促進住宅、これを除いた分ということで635万9,000円の減額というものでございます。実績見込みです。内訳等につきましては記載のとおりですのでご清覧いただければと思います。

144、145ページをご覧ください。下の表の一番下の段になります。土木費国庫補助金、住宅費補助金、社会資本整備総合交付金633万9,000円の減額ということで、実績見込みということで、不用額の減額になります。内訳等はそれぞれの項目での減額となっておりますので、ご清覧いただければと思います。

あと、146ページ、147ページ、表の1段目

で消防費国庫補助金、消防費補助金、社会資本整備総合交付金ということで、崖地近接等危険住宅移転事業費ということで、73万1,000円の減額ということで、先ほど同様に土砂災害の特別警戒区域にある住宅等の移転、除却等の申請がなかった減額というものでございます。

あと、148、149ページ、上の表の5段目になりますけど、土木費県補助金、住宅費補助金100万2,000円と減額ということです。上3行分につきましては、実績見込みによる不用額という形になりますし、4行目につきましては住宅新築資金貸付金償還推進助成事業補助金としまして2万1,000円ではありますけども、新規として督促等回収費用に係る県から補助金を頂いたものでございます。

その2段下、消防費県補助金、災害対策費補助金263万4,000円の減額、先ほどの国庫と同様に土砂災害に関する申請がなかったもので減額でございます。

あと、154、155ページご覧ください。3段目の表になります。土木費貸付金元利収入、住宅資金貸付金元利収入ということで9,000円の増額、記載の2つの資金の貸付金の元利収入実績見込みによる増額と減額というような形で、内訳はご覧いただければと思います。

主なところを歳出歳入説明させていただきました。

繰越明許、あと債務負担行為、地方債等の補正はございません。以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

続いて、農業委員会事務局、お願いします。

安藤局長。

○農業委員会事務局長（安藤 洋一） 193ページをご覧ください。最下段になります。農業委員会費でございます。この農業委員会費につきましても執行見込みによる不用額の減額をしております。

主な理由をご説明いたします。説明欄をご覧ください。

さい。報償金についてでございます。農業委員、農地利用最適化推進委員を対象にした研修会に要する講師謝礼の予算でございますが、謝礼を要しない研修会を実施したことで執行する必要がございませんでした。次に、費用弁償についてでございます。コロナの影響により、2年間未実施であった委員行政視察研修は今年度実施することができました。しかし、都合悪く参加されなかった委員がいたこと、また旅費を伴う委員の研修会、会議がリモートで実施されたことなどにより減額をしております。また、普通旅費についてでございますが、事務局職員を対象にした研修、会議等がリモートで実施されたことによる減額です。自動車借上げ料についてでございますが、委員行政視察研修のバス借上げを目的とした予算でございましたが、市のマイクロバス2台を利用することができたことによりまして減額をしております。以上の理由としまして、通行料と併せて不用額を減額しております。

歳入予算、それからその他の補正についてはございません。

説明のほうは以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

ただいま第16号議案、令和4年度都市一般会計補正予算（第11号）の説明、質疑が全て終了しました。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第16号議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

ここで、建設経済分科会を暫時休憩します。

午前11時20分 分科会休憩

午前11時26分 委員会再開

○委員長（田中藤一郎） 休憩前に引き続き委員会を再開します。

次に、当局からの報告事項についてですが、農林水産課、建築住宅課から報告について申出があり、これを許可しておりますので、ご了承願います。

それでは、農林水産課から豊岡市森林・林業ビジョンについて、説明をお願いします。

村田参事。

○農林水産課参事（村田 一紀） 豊岡市の森林・林業ビジョン策定できましたので、改めて説明をさせていただきたいと思います。

資料を配付しておりますので、見ていただけたらというふうに思います。市内の森林・林業の多様な課題に対応し、森林の持つ多面的機能を発揮するために、戦略的な森林整備及び関連する取組の方針を示すものでございます。

以前に配付させていただきました本編の資料については40ページほどありますので、今日は概要版ということで圧縮したものでご説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料の1ページ目、表紙でございますが、表紙には将来の姿を記載をさせていただいております。再生野生復帰を進めるコウノトリをシンボルに豊かな環境を次世代へつなぐために、市民の暮らしにつながる豊かな森林や地域の森林資源が持続的に活用される循環経済として林業の実現を目指すものでございます。

資料の2ページ目でございます。中身に入らせていただきます。ビジョンの策定の背景と目的でございます。左の上囲みでございます。まず市内の森林については、かつて市民の手により管理をされ、成長した木を燃料や建築材として利用してきました。ただ、今は安価な外材や他の燃料に押されまして、市民の暮らしと森林のつながりがどんどん失われている現状にあります。

背景の1つ目でございます。森林の恵みは全て生き物の暮らしと命につながっていることから、野生復帰や環境と経済の共鳴は森づくりにおいて重要

な視点であるということ、2つ目には1997年の京都議定書や2016年のパリ協定によりまして、脱炭素社会の形成が国際的な目標となっております。国においては、2050年のカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すということを改めて表明をされております。3つ目には、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国は2019年3月に森林環境税と森林環境譲与税を創設し、2019年度から全国の市町村への譲与を開始したところでございます。この本ビジョンについては、このような背景の下に、市内の森林の多様な課題に対応し、森林の持つ多面的機能を発揮していくために戦略的な森林整備及び関連する取組について方針を示すものでございます。

上囲みの右側でございます。取り組む期間と4つの柱でございます。

取り組む期間につきましては、2023年から2032年の10年間を目標といたしております。

対象については豊岡市全ての森林を対象といたしております。そのために、森林事業者をはじめとした市の森林・林業及びその促進に関わる全ての関係者、これは木材の加工業者だとか建築業者だとか行政機関等を含めまして、全市民で取り組むことといたしております。

将来の姿を先ほど述べさせていただきましたが、その実現に向けて4つの柱を掲げてそれぞれ取組や方針などを推進していこうというふうに思っております。

まず、1つ目ですが、森林特性や地域特性に応じた森林整備を促進いたします。2つ目、森林に触れる人の確保や育成を進めます。3つ目でございます。森林特性に応じた木材の利用に取組をさせていただきます。4つ目でございます。人と森林のつながりを感じる事業を推進いたします。

具体的な内容については、下囲みの将来の姿に向けて取り組むことということで記載をさせていただいております。

まず1つ目、森林整備の促進でございます。現状と課題については、まず人工林が主伐適期を迎えて

おる。多様で持続可能な森林のマネジメントが必要となっている問題があります。次に、森林変動の影響によりまして、今後さらに災害の危険が高まることが予測をされます。それと、市民の暮らしに関わる住家裏の危険木や竹林の拡大等による様々な森林の課題があります。

そのような対応といたしまして、主な方針で、持続可能で多様な森林管理の推進を行いたいというふうに思っております。それと、森林の持つ防災機能の向上、これは天然林等を利用いたしまして、人工林ではなくて山の持つ力を十分に発揮をして防災機能の向上を図っていくというものでございます。それと、最後に、住家裏の直接影響のある危険木の伐採や里山整備の支援など、具体的に行っていくというふうに思っております。

2つ目の人材の確保と育成でございます。

人材の確保については、林業もともかくですが、全ての業種では人材確保が必要となっております。特に林業の就業人口は年々減少をしております。さらに高齢化もかなり進んでおります。担い手の確保だけではなくて、技術や能力の向上も求められているのが現状でございます。それと、林業や製材や加工、設計や施工といった事業体の全ての連携や産学民の連携ができていない現状があります。

そのようなことから、主な方針といたしましては、他分野の業種からの参入など、森林に関わる事業体の確保と育成などが上げられます。2つ目には、新たな林業の担い手の発掘と育成などが方針に上げさせていただいております。

続きまして、右側の囲みでございます。木材の利用でございます。

市内の人工林については、素材生産量が年々減少しております。まず、使われてない材がかなりあるということが現状で上げられます。それと、地域経済の循環を意識した木材利用と人材育成がなかなかできてないのが現状でございます。

そういった中で、市内産の木材の利用促進がまず1つ。2つ目には、地域経済の循環を意識した木材利用をしていこうという方針を掲げさせていただ

いております。

最後です。右側の囲み、4番目、人と森林のつながりでございます。

なかなか古くから市民の生活は森林とともにありましたが、現在は、先ほど言いました、森からだんだん離れているという状況がうかがえます。森林環境は、山から里、海へと、全てに影響をすることから、森の恵みが循環するように多様な産業間の連携や市民への普及活動が求められてる現状があります。

そういった中で、方針といたしましては、市民と森林と触れ合える機会の創設。それと、山から里、海に関わる多様なステークホルダーの連携が必要ということで方針をうたっております。

以上の4つの柱をいかに展開していくかということが次に上げさせていただいております。上の一番右側のところにビジョンの推進体制ということで記載をさせていただいております。

今後、ビジョンを推進していくためには、官と民とが構成されます、仮称でございますが、豊岡市の森林・林業ビジョン推進委員会というのを来年度、令和5年から発足をさせていただきまして、年に3回ほど会議を開催をさせていただく予定にしております。計画から実行、評価を行いまして、10年間で展開できるようにそれぞれ年度内で改善を図りながら次年度に迎えていくということで、まずは、先ほど話をさせていただきました来年度については、人材の育成、急務でありますので、そこら辺を中心に委員の中でもんでいきたいというふうに思っております。

我々なかなか行政のほうでも知恵が少なくございますので、こういう委員会の中で議論を進めていって、循環できるような森林環境を整えていきたいというふうに思っております。

森林・林業ビジョンの内容については以上でございます。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

何か質問あれば、挙手をお願いします。

前田委員、どうぞ。

○委員（前田 敦司） ありがとうございます。

少しお伺いさせてください。非常にいい計画書なのかなと思っていて、ぜひがんがん推進していただきたいと思うんですけども、このパンフレットというか、このものっていうのは、今後デザインし直されるものなんですか。それか、これがもう10年ぐらい使われるものなんですか。その辺をお聞かせください。

○委員長（田中藤一郎） 村田参事。

○農林水産課参事（村田 一紀） まず、これは概要版といたしまして、配布する予定にしております。それと、もう一つは、その都度、評価から改善ということで、先ほどビジョンの推進の中でもうたわせていただきましたので、バージョンアップなりは考えております。

○委員長（田中藤一郎） 前田委員、どうぞ。

○委員（前田 敦司） 本当に豊岡市でもすごい先進的な取組というか、しっかりと計画を立ててやってるっていうことを市民目線でも誇りに思えるようにしようと思ったときに、ちょっと見え方みたいなところが大切なかなと思うので、ぜひこういったものをやってるっていうところは、いいのか分からないんですけど、デザインも含めて検討していただけたらと思います。ぜひよろしくお願いします。以上です。

○委員長（田中藤一郎） そのほかございますでしょうか。

須山委員。

○委員（須山 泰一） 推進委員会っていうのを林業に関わる方でつくってやっていくということでしたけど、こういうところは、でも、官民となっております。私たちもそういうところに入っていけるんでしょうか。

○委員長（田中藤一郎） 村田参事。

○農林水産課参事（村田 一紀） 今のところ考えておりますのは、林業事業体だとか、具体的に林業の内容を知っておられる方々を今想定をいたしております。以上です。

○委員長（田中藤一郎） よろしいですか。

○委員（須山 泰一） はい、了解しました。

○委員（前野 文孝） 委員長、いいですか。

○委員長（田中藤一郎） 前野委員。

○委員（前野 文孝） ぜひ進めないといけないとは思ってるんですけど、特にこの木材の利用のところが、結局豊岡市内では切ることができる、運ぶことはできるけども、例えばこれを製材していったり、それから、実際にその利用につなげていくためには、建設会社なりにアナウンスが必要と思えますけども、例えば飛騨市なんかでは、あそこは広葉樹が多いですが、ここに、広葉樹にも、実は森林環境譲与税使って値段を落としたり、製材利用のところの設備投資をさせるんだけど、市外なんで、豊岡市の場合は、製材関係になかなか支援ができないとすると、どういうふう利用を進めていこうかなというところが難しいのかなとも思うんですけども、その辺は今どんなアイデアがあるんですか。

○委員長（田中藤一郎） 村田参事。

○農林水産課参事（村田 一紀） 製材の方々の聞き取りは行っております。いろんな意見を聞かせていただいとる中で、市内産の木材を利用する、今現在の一番早い内容については、燃料だとかが主になっております。それと、建築資材、合板だとか、材として集めて利用するというのが今の現状ですので、その辺を聞き取りながら普及できるような出口を見つけていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（田中藤一郎） 前野委員。

○委員（前野 文孝） それも一つのサイクルなので、全体にどこに力を入れたら効果的なのか、まだこれからだと思うんですけども、よく議論していただければと思います。以上です。

○委員長（田中藤一郎） よろしいですか。

○委員（前野 文孝） はい。

○委員長（田中藤一郎） そのほかございませんか。

この件は、この程度でとどめたいと思います。

次に、建築住宅課、豊岡市空家等対策計画の改定についての説明をお願いします。

山本課長。

○建築住宅課長（山本 正明） それではお時間いただきまして、豊岡市空家等対策計画の改定につきまして説明させていただきます。

データでお配りさせていただいております資料に基づいてということになります。お送りさせていただきましたのが、豊岡市空家等対策計画概要版という形をしております。あと、付随資料としまして、資料1として、豊岡市危険空き家等の推移という資料と、資料2、豊岡市特定空家等判断基準、この3種類をお届けしております。概要版で説明をさせていただきます。

それでは、豊岡市空家等対策計画概要版をご覧くださいければと思います。章ごとにちょっと抜粋しておりますけども、第1章に記載しております本計画についてなんですけども、ご承知のとおり、空家等対策の推進に関する法律、これの施行に伴いまして、空き家等に関する基本的な対策を総合的、計画的に推進するため策定ということで、当初の計画、現行計画ということになりますけども、計画期間平成30年から令和4年までの5か年としておりましたけれども、この計画期間が終了、期間終了に伴いまして、今回令和5年度から令和14年度までの10年間として計画を改定しようとしておるものでございます。

あと、第2章で空き家等の現状を示しております。住宅空き家に関する数的な資料というものが、5年に一度実施されます住宅・土地統計調査、これによるものしかないため、この統計調査から現状を見ておるといものでございます。それで、豊岡市の平成30年度の空き家数5,850戸、空き家率が16.2%ということで、全国や県と比べても高い状況にある。この5,850というのは、管理されておる空き家等も含まれてはいる数字ではございません。

危険空き家等としましては、右側の表にちょっと記載しておりますけども、当初計画策定の、つまり5年前ということになりますけども、計画策定の全区調査の結果、そのときが175戸、それ以降、毎年の除却とか利活用、また、調査、情報提供、そう

いったもので情報を更新しながら、145戸に推移しておりました。

それで、今年度改めて実施しました全区長のアンケート、これに伴いまして、139増えまして、現状としましては、把握してるものが284戸の戸数という状況でございます。

あと、第3章で、これまでの空き家等の対策の実施状況ということで、この5か年やってきましたものの、記載のとおり、適正管理の促進、移住定住に関する施策の展開、特定空家等に実施した措置等の記載し、現計画の評価指標がございますので、その達成、未達成という形で評価をしていっとるということでございます。

あと、第4章で空き家等の課題という形で記載しておりますとおり、大きくは4つの視点での課題の取組を進める必要があるとしています。意識啓発、移住定住施策を通じた空き家の利活用、あと、早期対応による早期解消、あと、まちづくりの視点での取組といった形で4つの視点での課題として整理をしておるものでございます。

あと、第5章で空き家等対策に関する基本的な方針ということで記載しております。

基本方針は、現計画と同様で3つの方針、この3つで適正管理の促進、利活用の促進、そして、特定空家等に対する措置、この3つを国施策として事業展開を予定しておるといものでございます。

基本、空き家等の所有者等が自らの責任によりまして的確に対応することが大前提とはなります。そのため、所有者等の空き家等の管理に対する意識改革に取り組みまして、空き家等の抑制、適正管理につなげていきたいということで定義しております。これまでも力を入れまして、空き家等を活用した移住定住促進、空き家等の状態に応じた必要な措置も講じることで地域の生活環境の保全、地域の活性化につなげたいと考えてるものでございます。

第6章で、所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する事項といたしまして、先ほども申しましたけど、所有者等の意識の醸成、組織横断的な相談体制の強化、あと、各種情報提供の展開、適正

な管理の促進の取組、それらにおいて、地域組織活動との連携と活動支援策の検討、一番下にも記載してありますが、適切な相続登記等の促進としまして、この相続登記については、令和6年4月から義務づけというものが出てきますので、そういったことも含めて、相続登記の促進への取組としておるものがございます。

第7章で空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用の促進ということで、所有者、移住定住者、地域地区等、それぞれに対しての情報提供、支援策の充実促進に向けたいろんな既存事業も含めた支援策の検討を行いたいというふうにしております。

あと、第8章で特定空家等に対する措置、その他の危険空き家等の対処に関する事項ということでしております。

空き家の情報取得から特定空家等認定、それまでの特定空家等に至ってしまった場合、それが除却、なくなってしまうまでの措置なんかを事項ごとに説明して、想定フローという形で提示をしておるものがございます。

あと、第9章で住民等からの空き家等に関する相談への対応という形で、相談窓口は建築住宅課としまして、それ以外に空き家の実情にも詳しい、また、空き家の利活用にも積極的に取り組んでおられます、既にご覧いただけます地域コミュニティ組織、NPO、そういった団体関係とも連携による情報収集、対策といった形も取りたい。そして、専門的な相談事項については、ひょうご空き家対策フォーラムという組織がございますので、そういったところの連携による問題解決などの支援に持っていきたいというものです。

あと、第10章で空き家等に関する対策の実施体制に関する事項ということで記載しております空き家対策協議会、老朽危険空き家対策庁内検討会、あと、国県の体制だけでなく、地域コミュニティ、住民組織、NPO、シルバー人材センター、先ほど言いましたひょうご空き家対策フォーラム、これらとの連携の中での展開ということを重視していき

たいというふうに考えております。

あと、11章では、その他空き家に関する対策の実施に関する必要な事項としまして、本改定計画に係る空き家対策の推進の目安として記載の成果目標、目標を一つ定義した中で、これを設定して、またいろいろ取り組んでいきたいというふうな形でしております。また、特定空家等の判断基準ということを書いておりますけど、これは資料2でつけておる判断基準を参考でございます。

以上、計画においてはこういった定義の中で、基本は、考え方、基本事項を踏襲しながら、体制を広げながらやっていきたいというふうな計画を現在確定に向けて調整をしておるところでございます。

あと、参考資料として、資料1として、本計画策定における当初の危険空き家の数から年々追った推移というのを記載しておりますので、資料1で確認等していただければなと思っておつけしております。

あと、資料2は、判断基準ということでつけておりますので、説明しませんけども、この表に基づいて、一次評価、二次評価を行って、空き家対策協議会の意見いただいて、最後、市が特定空家等々の認定を行っていくという資料でございます。というような形で、計画改定に向けて、今調整しておる最中でございます。

それこそ説明そのものは以上なんですけども、この計画案、本冊もございませうけども、今日は概要版ということで説明させていただいて、ちょうど今日から22日までパブリックコメントも求めた中で必要に応じたご意見等あったら、反映等もできるところはした中で確定に至りたいというふうに考えておるものがございます。取り組んでおります計画改定についてご報告と説明をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

何か質問があれば、挙手をお願いします。

○委員（前田 敦司） 1点。

○委員長（田中藤一郎） どうぞ、いいです。

○委員（前田 敦司） 手短かに。

- 委員長（田中藤一郎） ほんなら、前田委員、どうぞ。
- 委員（前田 敦司） こういう計画立てるのはすごい大切だと思うんですけど、現時点で危険空き家の数が結構あるなというのが資料見てると感じるんですけど、何で来年度の予算は3件程度ぐらいしかないのかみたいところがすごく気になるんですけど、その辺ってどういう経緯なんですか。
- 委員長（田中藤一郎） どうぞ。
- 建築住宅課参事（谷垣 秀人） 総数的には、現在284件の危険空き家の数が上がってるわけなんですけど、その内訳っていうのが、まず、特定空家、最も危険な空家があります。これが現状で4件というふうなことで、あと、①、②、③という形で空き家の危険度が下がっていく数字が入っております。ですから、今の現状で特に危ないのが4件ということですので、ここを重点的に交渉したいというふうな考えで3件上げさせていただいております。以上です。
- 委員長（田中藤一郎） 前田委員、よろしいですか。
- 委員（前田 敦司） 理解しました。ありがとうございます。
- 委員長（田中藤一郎） そのほかよろしいですか。須山委員。
- 委員（須山 泰一） これは29年から何年でしたか、計画が1回あって、これは2回目っていうことですか。
- 建築住宅課長（山本 正明） 改定。
- 委員（須山 泰一） 改定ですよ。
- 委員長（田中藤一郎） 山本課長。
- 建築住宅課長（山本 正明） はい、すみません、冒頭申し上げました、以前が5か年の計画しとって、5年目が今年度で一つの計画期間が終わりますので、今度は10か年計画にしておるんですけども、言いながら、いろんな背景変わりますので、適宜必要に応じた改定いうんか、あるいは見直し、検証等を行いながら10か年計画の中で取り組んでいくという。5か年だったものが終わるので、今回内容を再精査したというところでございます。
- 委員長（田中藤一郎） よろしいですか。
- 委員（須山 泰一） 分かりました。ありがとうございます。
- 委員長（田中藤一郎） そのほか。
- 委員（浅田 徹） さらにと1点。
- 委員長（田中藤一郎） 短めに。浅田委員。
- 委員（浅田 徹） 最後の8章のフローですね、4件あると、今、危険空き家。これ最終的には、これ行政代執行で取壊しまで行きますね。ここまでの期間っていうのは大体どのぐらいを見ておられますか。
- 委員長（田中藤一郎） 谷垣参事。
- 建築住宅課参事（谷垣 秀人） 代執行までの期間ということですね。
- 委員（浅田 徹） うん。
- 建築住宅課参事（谷垣 秀人） 大体最低でも1年はかかるかなと考えております。
- 委員（浅田 徹） 1年。
- 委員長（田中藤一郎） 浅田委員。
- 委員（浅田 徹） はい、分かりました。ご苦労さんです。
- 委員長（田中藤一郎） そのほかございませんか。この件はこの程度にとどめたいと思います。農林水産課、建築住宅課の職員の皆さんはここで退席していただいて結構です。お疲れさまでした。ちょっとお昼前ですけど、このまま、ちょっと過ぎますけど、やっちゃいます。トイレ行きたい方は、大丈夫ですか。お疲れさまでした。それでは続けていきたいと思います。次に、陳情第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題といたします。各委員には、10日に議場で文書表が配付されております。事務局より、請願・陳情文書表の朗読をお願いします。
- 事務局主査（伊藤八千代） 陳情第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書。受理年月日、令和5年3月6

日。

要旨。物価の高騰は、所得の低い人ほど影響が大きく、パート、派遣、契約、アルバイトなど、非正規雇用やフリーランスなど、弱い立場の労働者の生活破綻が深刻である。また、東北、中四国、九州など、最低賃金が低い地域ほど中小零細企業が多く、経済的なダメージはより深刻となっている。

コロナの感染拡大が始まった2020年以来、世界各国は最低賃金をはじめとする賃金の引上げによる内需拡大を進め、経済危機を克服してきたが、日本は2020年の加重平均で1円の引上げにとどまって、以降の直近2年間も3%程度しか引き上げられず、韓国にも追い抜かれているのが実態である。

日本の最低賃金は、最も高い東京は時給1,072円、本兵庫県は960円で112円もの格差がある。また、最低の853円の地方は10県にも上り、月12万円から13万円の手取りではとても自立して生活することはできない。

最低賃金を全国一律1,500円以上の実現とともに、それを実行させるために必要な中小零細企業に対する抜本的な支援強化が何よりも求められている。

政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められている。また、下請企業への単価削減、賃下げが押しつけられないように、公正取引ルールが実施される指導が必要である。労働者、国民の生活を底上げし、購買力を上げることで地域の中小零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になる。

労働基準法は、第1条で「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にしている。よって、最低賃金の地域格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、意見書を国に提出するように陳情する。

記。1、ワーキングプアをなくすため、最低賃金を1,500円以上に引き上げること。

2、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

3、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の軽減制度を実現すること。

提出者、豊岡市日高町野々庄900-1、但馬労働組合総連合議長、綿中義人。以上です。

○委員長（田中藤一郎） ありがとうございます。

この件について、当局から意見、要望、説明等がありませんか。ありますか。

質疑、意見等はありません。

それでは、討論に入りたいと思います。

討論におきましては、各委員が発言された内容は、後ほど議報や委員長報告を作成する際に引用することになりますので、よろしくお願いをいたします。ここで採決を行います。

○委員（須山 泰一） その前に教えていただいて。質疑がない。

○委員（浅田 徹） 質疑なかったら、次、討論。

○委員長（田中藤一郎） 前田委員。

○委員（前田 敦司） 反対の立場で討論をさせていただきます。

労働賃金を上げることは、非正規雇用やフリーランスの方などの救済につながり、まちの自力を高めることと直結するため、重点事項として取り組む必要があると考えますが、その一方で、物価高騰などを理由に経営に苦しむ中小零細企業があるのも事実です。

そんな状況下において、各地域の実情や経営状態に関係なく、最低賃金を全国一律で1,500円に引き上げることは、目先のことを考えると収入の安定につながりますが、急激な変化は中小零細企業の経営を圧迫し、結果的に労働者の雇用先の減少につながり、さらなる格差を広げる可能性が想定されます。

このことから、労働賃金の見直しは、各事業主の

経営判断で行うことが妥当だと考え、本陳情書は、豊岡市議会としては不採択とすることが妥当だと考えます。以上です。

○委員長（田中藤一郎） そのほか。

須山委員。

○委員（須山 泰一） じゃあ、陳情の賛成討論させていただきます。

今言われた中でも救済につながると、フリーランスや非正規労働者の救済につながると、重点事項にすべきだということを言われました。まず、それが僕も第1点、この陳情を採決するのに賛成する第1点です。

そして、2点目、中小零細企業にとって、この最賃引上げは大変であり、かえって結果的に雇用が減少するおそれがある。賃金見直しは各経営者に任せべきだと言われた点ですが、ここについては同意できません。やはりこの3つ目、この陳情の1、2、3と記とありますけども、やはり1、2は、当然誰もが喜ぶことです。時給を1、500円にすることなんで。やはり肝はこの3つ目だと僕は思っております。中小企業への支援策を拡充することと、中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すると。もう当然ながら、これは、大企業は賃上げというのは簡単にできるとも多いと思いますけども、中小企業にとって、今の賃金を払うのも大変だと、もう赤字の企業が多いですから、そういうところへの支援抜きにこれは実現することができないことです、この最賃の引上げというのはね。

ですから、この中小企業へのやはり国の予算、抜本的に増やす、ここが肝の陳情だと私は思っております。以上、賛成討論といたします。

○委員長（田中藤一郎） これより採決をいたします。

採択、不採択の意見がありましたので、挙手より採決いたします。

本件は、採択すべきことに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（田中藤一郎） 賛成少数であります。よって、陳情第1号は、不採択すべきことに決定いたしました。

環境経済部の皆さん、退席していただいて結構でございます。ご苦労さまです。お疲れさまでした。ありがとうございました。

では、委員会を継続していきます。

これより委員会意見・要望のまとめに入ります。当委員会の審査に付託されました案件の審査は終了しました。

ここで、委員会意見・要望として、委員会報告に付すべき内容についてご協議いただきたいと思います。何かありますでしょうか。

特にないということよろしいですかね。

前野委員。

○委員（前野 文孝） できればですが、やはりまだ物価高騰の波の中とか、先ほどありました雇用賃金の上昇なども対応しなきゃいけない状況を見て、今後市内経済の状況を見ながら、臨機応変に経済対策をお願いしたいということだけお願いしておきたいなと思います。

○委員長（田中藤一郎） ちょっと暫時休憩します。

午後0時07分 委員会休憩

午後0時09分 委員会再開

○委員長（田中藤一郎） それでは再開します。

それでは、意見等ないということで、よろしくお願いをいたします。よろしいですね。

それでは、委員長報告につきまして、内容につきましては、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認め、そのように決定します。

ここで、建設経済委員会を暫時休憩します。

午後0時09分 委員会休憩

午後0時09分 分科会再開

○分科会長（田中藤一郎） 休憩前に引き続き、建設

経済分科会を再開します。

次に、第16号議案に対する当分科会の意見・要望について、予算決算委員会に報告すべき内容について協議いただきたいと思います。

委員の皆さんから提案について、分科会意見・要望とすべき協議を行いたいと思います。

暫時休憩します。

午後0時09分 分科会休憩

午後0時09分 分科会再開

○分科会長（田中藤一郎） 分科会を再開します。

特になしということよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（田中藤一郎） それでは、ただいま協議いただきました分科会意見・要望を含む分科会長報告の案文につきましては、正副分科会長一任に願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（田中藤一郎） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで建設経済分科会を閉会します。

午後0時10分 分科会閉会

午後0時10分 委員会再開

○委員長（田中藤一郎） 建設経済委員会を再開します。

これより協議事項（4）閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

まず、6ページにあります。前回の委員会で決定した委員会重点調査事項です。

議長に対して、この委員会重点調査事項を、閉会中の継続審査事項として申し出たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

これより協議事項（5）2023年度管外行政視察研修についてを議題とします。

委員の皆様には、事務局を通じて行き先案を提案

させていただいておりますが、行き先は三重方面で、1か所は三重県多気町の日本最大の商業リゾート施設VISION（ヴィゾン）の視察が5月16日火曜日、1時半から決定しています。

視察研修に関しては、何かご意見ありますでしょうか。

それと、もう1点は、先日少しお話ししましたように、2025年大阪万博関係の視察を考えております。まだ確定はしておりませんが、そういったところを進めていきたいというふうに考えております。

何かご意見ございますでしょうか。

はい。

○委員（前野 文孝） 万博はどんな感じの視察になりそうですか。まだ、多分現地は埋立地のまんまだと思うんですけど。

○委員長（田中藤一郎） ちょっと暫時休憩します。

午後0時12分 委員会休憩

午後0時14分 委員会再開

○委員長（田中藤一郎） それでは、委員会を再開します。

それでは、管外視察の件につきましては、後ほどまた皆様にご報告するというので、よろしく願いをします。

○委員（浅田 徹） はい、お願いします。

○委員長（田中藤一郎） 次ですが、その他ですが、この際、委員の皆様から何か特にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） それでは、また、昨日行いました審査の結果につきましては、またメールにて皆様方のほうに発信しますので、ご確認の上、何かありましたら、ご返事いただければと思います。

それでは、次第5番、閉会、以上をもちまして建設経済委員会を閉会いたします。本当にご苦労さまでした。

午後0時15分 委員会閉会
